実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白鷹町	東高玉地区 (八景、西小路、権現堂、雪舟町)	令和4年3月7日	令和5年3月29日

1 対象地区の現状

①地区	【内の耕地面積	1 3 O ha
②アン	・ケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8 8 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計		1 6 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1 2 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		5. 7 ha

注:④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考(今後引き受ける意向のある耕作面積)」欄の合計の面積を記載します。

2 対象地区の課題

地域内の農地を地域の農業者だけで継続利用していくことが厳しい状況の中、近隣集落との広域連携を深め、担い手への集積・集約化を進めていく。就農を目指す新規参入者については、地域が一丸となって育成に取り組み、担い手として育成していく。

注:「課題|欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載します。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落毎の方針でも良い。

雪舟町・鹿島前・境前・薬師前の農地利用は、中心経営体である耕作者が担っていく。

集落毎の方針でも良い。

農家者それぞれの「思い」がある中においての合意はなかなか難しいことがあるが、交換分合を推進しながら、経営・集約に努めていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。